

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月23日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

### 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

### 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 3 国名：バングラデシュ 担当：バングラデシュ事務所  
案件名：公共投資管理強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年12月下旬～2017年1月中旬

2 参加要件

海外における公共投資に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月6日から2013年11月8日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月6日から2013年11月11日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月29日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月中旬
- (5) 契約交渉 : 12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）は、過去10年間の堅調な経済成長に基づき、国家目標 Vision2021の中で2021年までに中所得国入りを掲げ、その実現のために長期計画「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2021（OPP2021）」（2009年）及び中期計画「第6次5ヵ年計画」（2010年7月）を策定した。この中では、2021年までに経済成長率を10%まで引き上げ、貧困率を15%まで削減することが謳われているが、その達成のために公共投資は重要な役割を担っている。しかしながら、年次開発予算を用いて実施される公共投資事業のリストである年次開発計画（Annual Development Programme：以下、「ADP」）の予算執行率は過去5年間で平均約73%に留まり、事業遅延平均2.9年、個別事業コスト増平均42%に及ぶなど、公共投資事業の運営監視状況は劣悪である。JICAを含む各ドナーの資金協力・技術協力案件も大きな影響を受けている。

バングラデシュの公共投資事業の運営監視を主管している計画委員会は、事業実施計画の策定・評価/承認・モニタリングする体制や能力、人材が不足し、一方で、事業形成・審査を担う実施機関・各省庁計画局の能力不足も深刻である。そのため効率的な事業計画・実施を妨げるとともに、予定された事業目標とそれに伴う開発目標の達成に悪影響を与えている。また、ADPと第6次5ヵ年計画との戦略的連関性が不明確であること、ADP策定プロセスが中期予算枠組み（Mid-Term Budget Framework：MTBF）や年次予算といった国家財政管理面と機能的に結びついていないことが問題として指摘されている。

バングラデシュ政府は、経済成長や貧困削減を更に推進するうえで、公共投資事業の適切な運営監視が不可欠であるとの理解に基づき、我が国に対して公共投資事業の管理能力向上を目的とした技術協力を要請した。これを踏まえ、これを踏まえ、JICAは、バングラデシュ政府計画委員会を主たるC/Pとして、「6 業務の範囲及び内容」に関する各種業務を実施することにより、国家開発計画・財政枠組みとの繋がりが強化される形でバングラデシュ政府の公共投資管理能力を向上させることを目的とするプロジェクトを実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ダッカ

(2) 相手国関係機関

計画委員会計画局、及び関係省庁（計画委員会評価局、計画委員会経済局、財務省財務局、財務省経済関係局等）

(3) 業務内容

- 【公共投資事業の形成・審査能力強化】
- ・公共投資事業のスクリーニング・形成・審査・承認プロセスレビュー
  - ・新規事業提案書・審査フォーマットの策定
  - ・パイロットセクター（農村開発・電力を想定）における検証
  - ・公共投資事業の形成・審査に係る研修開発・実施

【戦略的ADPの承認・運用】

- ・ADPと第6次国家開発5ヵ年計画、MTBF・年次予算の関係性レビュー
- ・戦略的ADPモデルの開発
- ・パイロットセクター（農村開発・電力を想定）における検証
- ・戦略的ADP策定・実施に係る研修開発・実施

【開発計画・公共投資事業に係る評価強化】

- ・公共投資事業のモニタリング・評価枠組みのレビュー
- ・公共投資事業に係るモニタリング評価フォーマットの策定
- ・公共投資事業のモニタリング評価における関係機関調整メカニズム構築
- ・パイロットセクターにおける検証

7 成果品等

- ・ワーク・プラン（第1年次）：2014年2月末
- ・プロジェクト業務進捗報告書（第1年次）：2014年6月末
- ・ワーク・プラン（第2年次）：2014年12月末
- ・プロジェクト業務進捗報告書（第2年次）：2015年6月末
- ・ワーク・プラン（第3年次）：2015年12月末
- ・プロジェクト業務進捗報告書（第3年次）：2016年6月末
- ・プロジェクト業務完了報告書：2016年12月中旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- （1）総括／公共財政管理（評価対象予定者）
- （2）開発・投資計画（評価対象予定者）
- （3）事業モニタリング・評価（評価対象予定者）
- （4）マクロ経済・財務分析
- （5）データ管理
- （6）電力・エネルギー（パイロットセクター）
- （7）農村開発（パイロットセクター）
- （8）研修開発
- （9）業務調整／環境社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年10月R/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。